

消費税率引き上げにより 4月から水道料金等が変わります

平成26年4月1日から消費税が8%に引き上げられることとなり、これに伴って、水道料金等の消費税も変更となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお経過措置により、平成26年4月1日以前から継続してご利用されているお客様は、消費税改定後最初の検針が平成26年5月31日までに行われる分については、旧税率の5%が適用されます。

○水道料金 水道料金の計算=(基本料金+超過料金)×1.08(消費税)

用途別	基本料金		超過料金(単価)		
	水量	料金(税抜)	水量	料金(税抜)	
家事用	16m ³ まで	2,720円	17~30m ³ まで	1m ³ につき	175円
			31~60m ³ まで	1m ³ につき	200円
			61~100m ³ まで	1m ³ につき	250円
			101m ³ 以上	1m ³ につき	280円
営業用	16m ³ まで	2,720円	17~30m ³ まで	1m ³ につき	185円
			31~60m ³ まで	1m ³ につき	240円
			61~100m ³ まで	1m ³ につき	275円
			101~200m ³ まで	1m ³ につき	305円
			201~1,000m ³ まで	1m ³ につき	315円
			1,001m ³ 以上	1m ³ につき	325円
臨時用	使用水量1m ³ につき			520円	

<例>2ヶ月につき家事用で50m³を使用した場合

16m ³ までは基本料金	2,720円	} 超過料金
17m ³ ~30m ³ までの14m ³ ×175円	2,450円	
31m ³ ~50m ³ までの20m ³ ×200円	4,000円	
		6,450円

水道料金=(2,720円+6,450円)×1.08(消費税)=9,903円(円未満切り捨て)

○給水申込納付金(平成26年4月1日以降)

口径	納付金(税込)	口径	納付金(税込)
13mm	170,640円	75mm	8,015,760円
20mm	293,760円	100mm	14,153,400円
25mm	430,920円	150mm	37,709,280円
30mm	721,440円	200mm	78,817,320円
40mm	1,277,640円	250mm以上	管理者が定める額
50mm	2,371,680円		

○開発負担金(平成26年4月1日以降)

負担金名称	負担金額及び計算式
宅地負担金	1m ² 当たり 550円 宅地負担金=(開発面積-1,500m ²)×550円×1.08(消費税)
建築物負担金	1戸及び1世帯当たり 80,000円 建築物負担金=(計画戸数-9戸)×80,000円×1.08(消費税)
大口需要負担金	1m ³ 当たり当たり 100,000円 大口需要負担金=1日最大見込量×100,000円×1.08(消費税)

ご不明な点は下記までお願いします。

長生郡市広域市町村圏組合水道部 業務課
千葉県茂原市高師395-2 TEL 0475-23-9482